

川越市蔵造り資料館条例施行規則等の一部改正（案）について

平成27年1月
教育総務部 博物館

1 趣旨

市民サービスの向上を図るため、川越市蔵造り資料館等の休館日を減らそうとするものです。

2 内容

次の3件の規則について一部改正を行い、川越市蔵造り資料館等の年末年始の休館日を下表のとおり改めようとするものです。

- (1) 川越市蔵造り資料館条例施行規則
- (2) 川越市立博物館条例施行規則
- (3) 川越城本丸御殿の設置及び管理条例施行規則

【川越市蔵造り資料館等の年末年始の休館日】

	名 称	改正後	改正前
1	川越市蔵造り資料館	12/29～翌年1/1	12/28～翌年1/1
2	川越市立博物館	12/29～翌年1/3	12/28～翌年1/4
3	川越城本丸御殿	12/29～翌年1/3	12/28～翌年1/4

3 施行期日

平成27年4月1日